

STRICTLY MEMBERS ONLY
M.C. (P) No. 136/9/80

1981: 6月 號

月報



シンガポール日本商工會議所

〈目 次〉

(1981年6月号)

チャンギ新空港の概要	(日本航空)	中岡 進	1
シンガポール・プラスチック成形業の現況	(Hymold Pte Ltd)	宮本 雅夫	8
シンガポール個人所得税のあらまし		渡辺 隆司	16
理事会の動き			24
部会・委員会・懇談会活動			27
会員紹介	(シンガポール・オーナンバ、ローム・エレクトロニクス、 シントム・シンガポール、NC Stafフレックス、 帝人(株)、龍電社、日立プラント建設、 山崎建設、(株)横浜銀行)		28
6月の主な経済記事			34
シンガポール経済の動き			37
広報欄			42
資料案内			45
編集後記			47

・表紙の写真はサンケイ新聞社の提供・

チャンギ新空港の概要

日本航空シンガポール支店

中岡 進

来たる7月1日より開港するチャンギ新空港は、1975年以来約15億シンガポールドルと投じて建設されたシンガポール最大のナショナルプロジェクトであり、シンガポール国民はもとより世界中がその開港を注目しているところです。そこで以下に簡単にチャンギ新空港の概要を説明いたします。

1. 新空港完成までの足とり

チャンギ新空港の着工は、6年前の1975年であり、その際の需要予測は1982年の乗降旅客1千50万人、貨物取扱い量30万トン、発着機数8万2千6百機と想定し、完成目標を82年6月とした。

その後、全工事を二期に分けて、第一期工事は80年末の完成、第二期工事は83年の完成と計画を変更したが、最終的に、第一期工事は81年7月、第二期工事は、87年の完成と計画は再修正された。

これらの工事には

(1) 海域埋めたてに必要な大量の土砂の不足。

(2) 労働者の不足。

の難点もあったが、土砂については内陸部の土砂を海外線まで運ぶベルト・コンベヤーを建設したり、インドネシア方面から調達したりすることによってこれをしのぎ、一方労働者不足については、一説には第一期工事を期限どおり完成するため新たに3千人の労働者をマレーシアより調達したという。

なおチャンギ新空港の建設にあたっては、ターミナルビルは竹中工務店、管制塔は大林組、そのほか佐藤工業、西松建設など日本企業の多くが参加して建設されたものである。

2. チャンギ新空港の沿革

チャンギ空港はもともと空軍基地であり、滑走路、誘導路などは従来のものを拡張して造られたものである。ターミナルビル、貨物ターミナル、管制

塔、整備用ハンガーなどは、空軍基地の東側の海域部分を埋め立てて建設された。

その広さは、第二期工事分をも含めると、1663ヘクタルであり、成田空港の約1.5倍、羽田空港の約3倍とアジアでは有数の国際空港である。因みに世界の主要な国際空港の面積を比べると、ダラスフォートワース空港＝7,300 ha、パリ・シャルルドゴール空港＝3,000 ha、ニューヨーク・ケネディ空港＝2,050 ha、ロンドン・ヒースロー空港＝1,100 ha、アムステルダム・スキポール空港＝1,700 ha、成田空港＝1,065 ha、羽田空港＝409 haである。

なお7月に開港されるのは第一期工事分のみであり、これは全体の約3分の2にあたる約900ヘクタールである。

滑走路はもと空軍用であったものを拡張し、長さ4,000メートル、巾60メートルのもの一本が第一期工事にて完成した。第二期工事では同規模のものを更に一本建設する予定であるが、当面は成田空港と同様に滑走路一本のみにて運航することとなる。

滑走路の最大離着陸数は1時間に40機、第二期工事完成後はこれが80機まで拡大される。

また駐機スポットは第1期工事で旅客機＝38機、貨物機＝4機、整備用スペース＝3機の計45機まで駐機可能であり、第二期工事完成後は53機まで駐機可能である。

管制塔は空港の入口に、ちょうど展望台のような形をして建っているが、高さ78メートル、最新式の管制施設を誇っている。

3. 旅客ターミナルビル

旅客ターミナルビルは5階建て、延べ面積22万平方メートルであり、ちょうどH型をしている。中央部分は、240メートル×120メートルのコンコースを持つ出発、到着ロビー等であり、両脇に580メートルの長さのフィンガー2本が備え付けられている。それぞれのフィンガーはEast Wing、West Wingと呼ばれ、計22本の搭乗橋（エアロブリッジ）が付いている。この搭乗橋は従来のパレバ空港にはなかったものであり、これによって雨

の日にも濡れずに搭乗することができる。

また両フィンガーには、トラベレーターと呼ばれる“動く歩道”が往復対面式にて設置されており、その長さは合計500メートルに及ぶ、これによって乗客は長い通路を歩かずに済むのである。

また中央部分の旅客ターミナルビルは5層にわかれ、それぞれ次のようになっている。

地階：ツアーバス発着場

一階：到着ロビー、手荷物引取り場、税関、入国管理、タクシースタンド等。

二階：出発チェックインカウンター（6アイランド）、出国管理、両替所、銀行、手荷物一時預り所等。

三階：レストラン、見送りデッキ、CIP（Commerical Important Person）ラウンジ、通過客ラウンジ、航空会社オフィス、航空局オフィス等。

四階：航空会社オフィス、官庁関係オフィス等。

なお地階と一階の間には、駐車場出入口がある。また地階から二階まではエスカレーター、エレベーターによって接続されている。

次にこのターミナルビルについての特色を挙げると、次のようになる。

- (イ) 出発と到着のレベルが分かれており、混雑緩和に有効。
- (ロ) ツアーのバスが地階より出ており、到着ロビー前の混雑を防げる。
- (ハ) タクシー、バスは1階到着ロビー正面につけられるが、プライベートカーはこれが許されていない。従ってプライベートカーは地階と1階の間の出口を駐車場方面に出たところのシェルターの下につけねばならない。

なおタクシーはメーター料金のほかにチャンギ空港発料金として3ドルのサーチャージが課される。また各ホテル行きリムジンバスは4ドルである。

これらタクシー・バスは新しく開通したイーストコーストパークウェイを通れば市内まで約25-30分で着ける。

(二)出発のチェックインカウンターは、成田空港と同じくアイランド(島)

式になっている。また各アイランドの前面には、航空会社の発券、インフォメーションカウンターがある。

各アイランド間のあいだは広く、荷物のセキュリティーチェック等もここで行なわれ、現行のパヤレバ空港に比べるとはるかにゆったりとしている。

なお一般の旅客の目には触れないが、このチャンギ空港では荷物の仕分け場に新しい工夫が見られる。すなわち出発の荷物はベルトを通して一階の仕分け場まで降ろされる。一階の仕分け場は2つのアイランドカウンターにつき1つの荷物ベルトが回っており、LOADER はここから荷物を取り、出発便に搭載する。また到着便の荷物は、出発便の荷物と同じフロアード集中している回転ベルトから流される。すなわち、荷物の仕分け場は出発、到着とも一ヶ所に集中しており、このシステムはLOADERにとっては極めて便利である。

- (付) 出発便の搭乗口はチェックインの際の搭乗券に自動的にプリントされ、旅客がまごつかないように配慮している。また搭乗待合室は現行パヤレバ空港と異なり、搭乗口毎にあり、その入口で手荷物検査も行なわれる。従って、旅客は現在のパヤレバのように手荷物検査場に長い列をつくって待つ必要はなく、チェックインを済ませ出入口管理の手続を済ませば、免税品等を買求めながら出発搭乗口に赴くだけでよいことになる。

いづれにしてもスペースはかなりゆったりとっているので、混雑することは少ないであろう。

このターミナルビルは、年間一千万人、ピーク時には5千人の旅客と1万人の送迎者を同時に処理できる機能を備えている。

4. 貨物ターミナル

貨物ターミナルはSATS貨物ターミナル、CIAS貨物ターミナル、貨物代理店ビルに分かれており、年間30万トンの貨物を取り扱えるよう設計されている。因みに現在のシンガポールの航空貨物取扱量は18万トンである。

貨物専用機の駐機場は第1期工事で4ポジション、第二期工事では6ポジ

ションにまで増える予定である。

また SIA 貨物ターミナルは輸出・輸入のふたつに分かれ、その貨物上屋はコンピューターを導入し自動仕分けが可能になっている。

5. 整備ハンガー

整備ハンガーはやや工事が遅れており、当面 SIA 機の整備はパヤレバ空港にて継続される予定であるが、完成の暁には、B747 型機 3 機の駐機スペースと持つハンガーとなる。

6. 機内食調理工場

機内食調理工場は空港の入口近くに建てられ、SATS 及び SATS の管理棟も隣接してある。この工場では一日に 3 万食、2 年後には 5 万食の機内食を調理することができ、蔵置倉庫、冷凍庫、調理施設等は最新式の設備が導入されており、衛生管理も万全を期している。また当工場には、職員食堂、スポーツ施設から映画館まで備え付けられており SATS、SIA 職員の福利厚生施設の一翼をも担っている。

7. その他の施設

その他の施設としては、燃油基地、空港警察、気象台、貯水池等がある。

8. 移転計画

最後にパヤレバ空港からチャンギ新空港までの移転計画に触れて結びとしたい。

パヤレバ空港は 6 月 30 日午後 12 時をもって民間航空定期便の発着が打ちきられる。一方チャンギ空港は 7 月 1 日午前 7 時をもって、民間航空便の発着が開始される。すなわち 6 月 30 日まではパヤレバ空港、7 月 1 日よりチャンギ空港で運航ということであるから、運航に関する備品は 6 月 30 日の最終便が終了しだい直ちにチャンギへ移転することになり極めて慌しいスケジュールとなる。

事務備品、機、椅子、書類等はこれより早く 6 月中旬～末に逐次チャンギ空港へ移転される。航空局の指示により、事務備品関係は 6 月 23 日までに移転を完了しなければならない。因みに日本航空の事務備品の引越しは、6 月 20・21 日の両日、運航に必要なものは 6 月 30 日の最終便出発後移転

の予定である。

移転の中心となる SIA では約 2 万 2 千点の運航関係の備品を 6 月 29、30 日、一部は 7 月 1 日までかけて運び終わる計画である。

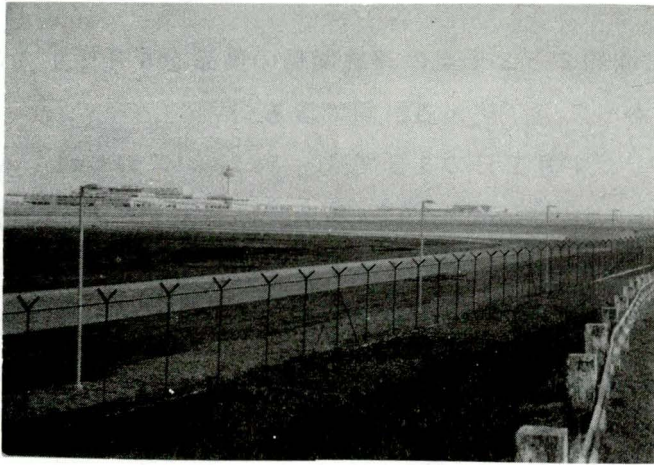
このため 6 月 29、30 日、7 月 1 日の 3 日間は、Jalan Telawi からチャンギまでのタンピンロード、ロヤンアベニュー、ニユルドライブの道路及び Selarang Park Road と交叉する地点から空港までのアッパーチャンギロードは一般車輛は夜間通行止めとなる。また当該道路周辺の住民約 6 千人は夜 10 時以降外出禁止の措置がとられる。また 6 月 30 日の夜はバヤレバ空港からチャンギ空港までのパンアイランドエクスプレスウェイの一車線は、移転用車輛専用となる。

これらの通行禁止措置には 200 人の警察官 20 台の Mobile Registry の車輛が協力する。

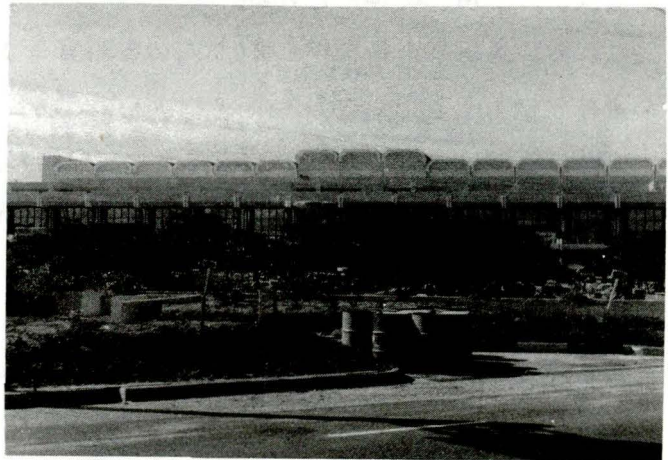
また航空機は 6 月 30 日の夜にバヤレバ空港に止まっている 26 機がチャンギ空港へ向け飛び立ってゆく。

移転資材の中には、航空機けん引の大型車輛、タンクローリー、航空機用発動機、エンジンスターターなど、中には一台で 50 トンを越える大型車輛もあり、このためタンピンロードの一部は補強されるという。

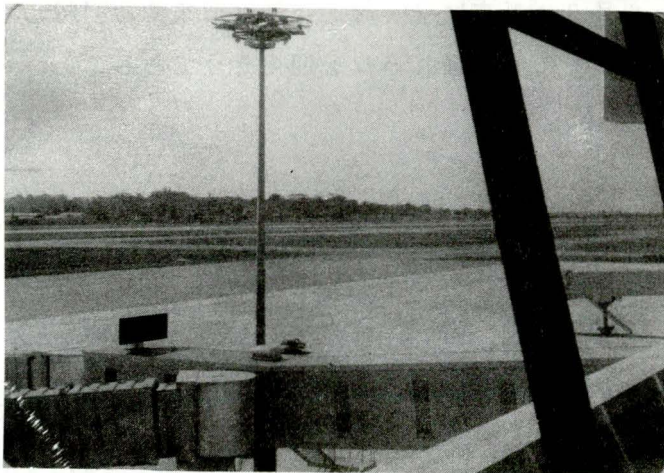
いづれにしても 6 月 29、30 日の夜は移転作業のため空港関係者は繁忙を極めることになろう。また 6 月 30 日夜は空港周辺住民は飛来する引越し航空機と、道をゆきかうトラックの音で騒しい夜を迎えそうである。



チャンギ新空港全景



空港ターミナル



滑走路

シンガポールプラスチック成形業の現況

HYMOLD PTE. LTD.

宮本 雅夫

はじめに

日本のプラスチック工業は1960年初めの石油化学工業の本格化とともに急速に発展し1970年代初めには世界第二位のプラスチック生産国となった。プラスチックは包装、電気機器、自動車、建築の各用途に広く用いられ、高度成長期の荷り手の一つであった。

1970年代に入って日本では第一次石油ショック、環境公害等の問題でプラスチックの伸びはきわめて低くなった。一方シンガポールでは新興工業国として1970年代よりプラスチックの輸入とともに成形業界も初まり、1972年よりの8年間でプラスチック輸入量は400%の伸びとなり、一方この間の日本のプラスチック生産量はわずか30%程度の伸びにしか過ぎない。日本での1960年——1980年の20年をシンガポールでは10年足らずの間に急ピッチに追いついてきており、人口一人当りのプラスチック消費量では日本とほぼ同レベルまでになっている。とくにシンガポール工業の最大の付加価値額を占めるラジオ、テレビ等の電気機器ではプラスチック部品はきわめて重要な部品であり、コスト及び品質の大きな部分を占めている。成形工業といえば射出成形、押出成形等の成形方法別分類も考えられるが、ここでは、シンガポールの統計として入手できる用途別と樹脂別分類につき考えることとする。

シンガポール成形業の推移及び現況

第1表に示すように1970年——1980年においてシンガポール成形工業は会社数で3.5倍従業員数で4倍、生産額では14倍となった。

第1表 シンガポールプラスチック成形工業の推移

年	会社数	従業員数	生産額 4 S\$	付加価値額千S\$
1970	57 (3.2)	2186 (1.7)	35,174 (0.8)	11,582 (1.0)
1971	70 (3.8)	2987 (2.0)	49,604 (0.9)	18,743 (1.3)
1972	86 (4.4)	3951 (2.3)	68,315 (1.1)	28,051 (1.5)
1973	101 (4.8)	4771 (2.4)	124,020 (1.4)	43,512 (1.7)
1974	109 (4.9)	4662 (2.2)	146,411 (1.0)	46,567 (1.3)
1975	129 (5.3)	4969 (2.5)	131,920 (1.0)	42,550 (1.2)
1976	139 (5.5)	5475 (2.6)	173,349 (1.1)	52,173 (1.3)
1977	162 (6.1)	6493 (2.9)	219,549 (1.2)	74,643 (1.6)
1978	176 (5.9)	7894 (3.2)	293,549 (1.4)	100,212 (1.9)
1979	188 (6.0)	8611 (3.2)	407,803 (1.5)	141,876 (2.1)
1980	199 (5.9)	8824 (3.0)	502,700 (1.4)	176,000 (2.0)

Report on the Census of Industrial Production 1979.

() は全シンガポール工業に対する百分比

同時期の日本ではこの成長は微々たるもので会社数 1.1 倍、従業員数 1.2 倍、生産額 3 倍にしか過ぎない。

この調査では、従業員 10 名以下の成形業者及び、セットメーカー等成形専業者でない工場におけるプラスチック自家生産（シンガポールではかなり大規模に行なわれている）が含まれていないため、シンガポール工業に占める比率が、従業員数 3.2 % 付加価値額 2.1 % であるが実数はこれよりかなり高いと思われる。（日本では従業員、生産額が 3 % 程度といわれている）

第 2 表にプラスチック成形業 188 社の従業員分布、生産額分布、資本比率、資本導入先を示す。30 名未満の会社が過半数を占めるがこれは他工業もほぼ同じである。

第2表 シンガポール成形業の現況(1979年)

従業員分布	10～29名	30～49名	50～99名	100名以上
全工業	1,744 (55)	511 (16)	412 (13)	489 (16)
プラスチック	99 (53)	38 (20)	31 (16)	20 (11)

生産額分布	25万SD以下	25～50万SD	50～100万SD	100万SD以上
全工業	392 (12)	649 (21)	660 (21)	1,455 (46)
プラスチック	13 (7)	30 (16)	44 (23)	101 (54)

資本比率	全シンガポール資本	過半数シンガポール	過半数外国	全外国資本
全工業	2,041 (64)	365 (12)	302 (10)	448 (14)
プラスチック	116 (61)	33 (18)	26 (14)	13 (7)

主たる資本導入先	シンガポール	日本	アメリカ	香港	マレーシア	イギリス	オーストラリア
全工業	2,422	142	86	80	65	58	37
プラスチック	150	9	1	5	1	1	4

Report on the Census of Industrial Production 1979.

平均従業員数は、この調査によれば46名となるが前述したように従業員10名以下の工場が含まれていないため、日本の平均従業員数14名とは比較できない。生産額では年額100万SD以上の方が過半数を占め、資本もシンガポール資本が大半であるが、外国資本の中では、日系が9社と最も多く、この9社の大半が日系電機メーカーの部品供給元になっている。

第3表にプラスチック製品の用途別内訳を示す。家庭用品は全生産量の5%程度でシンガポールでほとんど消費されている。

第3表 シンガポール成形業の用途内訳（1979年）

単位千Sドル

	会社数	生産		輸出内訳		
		生産額	材料費	マレーシア	その他東南アジア	その他
House hold and Kitchen Ware	12	20,249	8,930	35	340	1,774
Plastics and Polythene bags	48	129,196	85,607	696	1,378	47,659
Plastics industrial supplies	61	129,211	69,216	1,301	378	2,000
Other Plastics products	67	129,146	73,644	10,133	5,892	17,729
Total	188	407,803	237,396	12,165	7,987	69,162

Report on the Census of Industrial Production 1979.

プラスチック袋は、38%が輸出されており、この主たるものは、高密度ポリエチレンショッピングバックである。またこの分類には、フラットヤーンによる織布袋も含まれる。第三項の工業部品は主として電気機器メーカー向の射出成形部品であり、ほとんどがシンガポールで納入されている。その他の分類では、PVCパイプが多く約半数を占めていると思われる。

シンガポールのプラスチック消費量

シンガポールのプラスチック生産会社としては SPC (Singapore Polymer Corp.) がPVCを生産しているのみであるのでその他のプラスチックは輸入量が消費量に等しいと考えられる。第4表に1972年から1980年までのレジン別輸入量を示す。日本では1973年の石油ショックの

第4表 プラスチック輸入量推移

年 レジ	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
ポリスチレン	7,004	11,611	10,828	8,134	12,644	17,972	27,436	35,756	34,916
ポリエチレン	26,382	44,448	25,646	24,339	44,179	44,323	74,788	72,646	62,963
ポリプロピレン	—	—	—	31,383	4,640	6,010	9,537	15,014	11,374
PVC	—	—	—	4,952	9,310	15,450	14,583	30,965	23,423
アクリル	—	—	—	429	379	589	466	559	513
その他	7,233	11,920	12,047	1,014	1,601	1,766	3,133	4,843	4,132
合計	40,619	67,979	48,521	70,251	72,753	86,110	129,943	159,783	137,321

Singapore half-yearly Statistics of Trade (Import, Export)

あと、1975年にはプラスチック生産量が前年比77%という大巾の落込みを示し、1978年にようやく1974年の最高水準まで回復した。シンガポールでは1974年に前年比71%の輸入量となったがその後の伸びはきわめて大きい。しかし輸入したレジがすべてシンガポールで消費されるのではなくシンガポールをストックポイントとして他のASEAN諸国に輸出されているものがある。第5表に主なレジの輸入先及び輸出量を示した。ポリエチレンは日本が第一位であり、この大半は高密度ポリエチレンフィルム

第5表 ポリスチレン、ポリエチレン、ポリプロピレン輸出入量1980年

単位トン

レジ	輸 入 量					輸 出 量	国内消費量
	日本	アメリカ	ドイツ	その他	計		
ポリエチレン	22,999	19,495	3,343	17,126	62,963	22,863	40,100
ポリスチレン	10,109	8,059	3,758	12,990	34,916	1,760	33,156
ポリプロピレン	2,271	4,838	740	3,525	11,374	4,712	6,662

Singapore half-yearly Statistics of Trade (Import, Export)

グレードである。ポリエチレン輸入国としては、この他フランス、中国等がある。ポリエチレン国内消費量4万トンに第6表に示す平均単価2.4 Sドル/KG をかけると96百万Sドルとなり第3表のプラスチック袋材料費とほぼ同程度の数字となる。

第6表 シンガポールと日本の価格比率

－ ポリエチレンの例－

年 月	日本価格(1) (高圧ポリエチレン)円/KG	換算率(2) S\$ / 100円	シンガポール価格(3) S\$ / KG	比率 日本 / シンガポール
1978 平均	185,8	1,0885	1,28	1,58
1979 "	220,7	0,9966	1,90	1,16
1980 "	299,6	0,9475	2,40	1,18
1980 7	313,0	0,9568	2,52	1,19
8	312,3	0,9508	2,29	1,30
9	310,0	0,9839	2,32	1,36
10	310,0	0,9989	2,15	1,44
11	307,0	0,9825	2,16	1,40
12	295,0	1,0032	1,94	1,53
1981 1	295,0	1,0103	1,97	1,51
2	295,0	1,0150	1,94	1,52
3	289,4	0,9997	1,89	1,53

(1) 日経商品市況

(2) The Monetary Authority of Singapore

(3) Monthly Digest of Statistics 輸入量及び
輸入金額より計算

ポリスチレンはやはり日本が第一位であるが、その他オーストラリア、香

港、マレーシアからも輸入されている。マレーシアでポリスチレンが生産されているためシンガポールよりの輸出は少ない。ポリプロピレンはアメリカが第一位であるが輸出もかなり多くなっている。ポリスチレンは、第3表、第3項の電気機器部品用途に主として用いられている。1980年にはシンガポールでラジオ約1,400万台、ラジオカセット1,100万台、白黒テレビ180万台、カラーテレビ70万台が生産された。この各機器のプラスチック使用量をそれぞれ、500g、800g、1.5kg、2.5kgとすると、この四機器のみで、約2万tのレジン（主としてポリスチレン）が消費されたことになり、レジン単価を35ドル/KGとすると60百万ドルとなり、第3表の工業用途材料費と同レベルになる。またシンガポールはカセットテープの生産基地としても有名であり、かなりの量のポリスチレンを消費していると思われる。PVCはパイプやレザー、サンダル等に成形されているが後二者は第3表では別分類となっている。その他レジンとしては少量のエンジニアリングプラスチックの他、熱硬化性樹脂があり、電気絶縁用途が主であるが、この用途は電気機器メーカーのインプラント成形が多く第3表には明確に表わされていないと思われる。

あとがき

シンガポール成形工業はマクロ的には日本と同程度の工業占有率、一人当たり樹脂消費量であるが、内容は前述したように異なっており、電気機器部品とフィルム袋が主である。この二つとも輸出指向性が強くしかも輸出先がASEAN諸国が中心ではない。また主要レジンを生産していないことからレジン価格の変動も大きい。第6表にポリエチレンのシンガポール、日本との価格比率を示す。

シンガポールでは常に日本より格安のポリエチレンが入手されてきた。輸出においては輸出国の需給事情が拡大されて輸出先への価格に反映する傾向がある。またアメリカ、欧州、日本でのコスト状況、需給事情が異なるため、各国の輸出価格に差が生じ、成形業者はこれらを比較してレジン購入を行うことになる。今後メルバウ島の石油化学工業が開始されれば、成形業種、価格体系も変化してくると思われるが、プラスチック成形業は他工業との関連

がきわめて強く、付随性が大きいことからプラスチック成形の将来はシンガポール輸出産業の伸びと大きな相関性があると思われる。高賃金政策下における省力化、省エネルギー化も今後の大きなテーマでありプラスチック成形の周辺産業である成形機、金型、カラーリングメーカー及び各種省力機器メーカーとのタイアップによりプラスチック成形業の技術向上が急務になってくる。

後記

この原稿をまとめるにあたり貴重な情報を載いたプラスチック関連の各位に厚く感謝申し上げます。

シンガポール個人所得税のあらまし

公認会計士 渡辺 隆司

1. はじめに

シンガポールの在留邦人数はここ数年、急激に増加している。これは日本経済の国際的拡大を基調としたものなので、将来もこの傾向は持続するであろう。戦略的位置、政治的安定、自由な為替取引等を考えるならば、シンガポールは国際企業の格好の拠点といえる。日本・シンガポールの経済的関係はその緊密の度合が深まることはあっても弱まることはないと思う。

多くの日系企業がシンガポールに進出されて戸惑うのは、制度、慣行、物の考え方の相違である。特に金銭の問題が絡む税法は政府職員等一部の人々を除けば、公私ともに切実な悩みの種である。この拙文は日本所得税法との比較を念頭におきながら、シンガポール個人所得税のあらましを紹介するものである。

2 個人所得税の実務

シンガポールの所得税法は法人所得税及び個人所得税を包含しており、条文数も少ない。日本のように施行令や通達も殆んどない。もともと英国の影響が強く、法律に書かれていない部分は、判例、慣習が補い、当事者の裁量や判断の余地もかなり残されている。日本人には語学のハンディもあって、税務は専門家に委ねざるを得ない。

多くの外国人は個人所得の申告等について会計事務所を代理人に任命し、代理人が税務当局との折衝を含めすべての税務を代行している。代理人たる会計事務所の権威は当局も認めるところであり、依頼人に対して迎合することはないようである。

3. 居住者と非居住者

個人所得に課せられる税金は所得税のみで住民税はない。居住者と非居住者とは課税所得の範囲が異なる。シンガポール所得税法では、居住者(Resident)か否かの判定は量的基準及び質的基準によってなされる。シ

ンガポール滞在が1暦年で183日以上ならば居住者になる(量的基準)。

183日未満であっても、シンガポールに“居住”(Reside)しているといえる場合は居住者扱いになる(質的基準)。

居住者の場合、国内及び国外源泉所得が課税対象となる。ただし、国外源泉所得についてはシンガポールに送金されるまで課税が延期される。したがって、余裕資金を海外で運用し、その収益を送金せずに再投資することは節税対策といえる。課税所得の計算には各種の所得控除が認められ、税額は累進税率の適用により計算される。限界税率の上限は1980年現在で55%である。日本の所得税の限界税率の上限は住民税の標準税率を含めると93%に達するから、高額所得者にはシンガポールは日本より住み易い国である。

非居住者の場合、国外源泉所得は非課税である。国内源泉所得は一定率の所得税を課せられる。たとえば従業員の給与所得は15%の所得税を(ただし、居住者として計算された税額を下回ることにはできない)、取締役報酬は40%の源泉税の対象となる。しかも給与所得控除やその他の所得控除も認められない。

もし3暦年以上にわたって連続してシンガポールに滞在するならば、たとえば1年目及び最終の年の滞在期間が183日未満であっても、それぞれ居住者として取扱うことが認められている。たとえばシンガポールの子会社の取締役として日本から赴任してきた場合、最初の年の滞在期間が183日未満であっても、当初から暦年で3年以上滞在する見込みであれば、最初の年から居住者として取扱うことは可能である。したがって源泉税の徴収も受けないことになる。

シンガポールを拠点としてその活動が各国に及ぶ駐在員(Area Representative)の場合、駐在員に関する特例計算を選択した時は量的基準によって居住者か否かの判定がなされる。しかし3年以上連続してシンガポールに滞在する場合には、たとえ各年の滞在日数が183日未満であっても各年の課税所得において居住者とみなすことも認められるようである。これは納税者の申請に基づき、税務当局がその裁量によつて駐在員に認める特例と考えられる。駐在員のシンガポール源泉給与所得はシンガポール滞在日

数に応じて年間所得を日割按分して計算される。シンガポール滞在日数が年間 183 日以上であれば居住者になるので、海外所得分も送金されれば課税される。したがってシンガポール源泉所得分のみを送金を限定することが節税になる。

シンガポール滞在日数が1暦年で60日以下の非居住者は、シンガポール源泉の給与所得は免税である。たとえば11月2日から翌年の2月28日迄シンガポールで働いて得た収入は非課税となろう。この免税措置は取締役等には適用されない。

日本・シンガポール間の租税条約では、日本の居住者がシンガポールで提供した人的役務に関して取得する所得（役員報酬等含まず）は、次の条件のすべてを満足すればシンガポールでは課税されないことになっている。

- a) シンガポール滞在が1暦年で183日以下であること。
- b) その所得が日本の居住者又はこれに代わる者から支払われていること。
- c) その所得がその支払者の有するシンガポールの恒久的施設によって負担されていないこと。

この免税措置を受けるには、IR 585という所定の様式に日本の税務当局の証明をうけてシンガポール税務当局に届け出ることが必要である。もっとも免税措置は二重課税の回避を目的としているのだから日本では課税される。

4. 課税所得の範囲

先に述べたように、居住者と非居住者とでは課税所得の範囲が異なる。すなわち海外源泉所得は、居住者の場合はシンガポールに送金されれば課税されるが、非居住者の場合は一切課税されない。勤労所得は、取締役等に対するものを除きその役務が提供された国に源泉があるとされているので、報酬の支払場所や送金の有無は課税関係に影響しない。シンガポールの居住者がシンガポールで提供したサービスに対して、その報酬の全部又は一部を日本で支給されても、日本で課税されることはない。ただし住民税を源泉されることはあるが、これは前年の日本における源泉所得に対するものであって、シンガポール源泉所得に対する課税ではない。

シンガポールにおける勤労所得の計算の起算日は、実際に仕事を開始した

日であって、雇用許可 (Employment Pass) の発効日ではない。したがって税務上は、シンガポールで勤務を開始した日から雇用許可の発効日直前までの期間の所得もシンガポール源泉所得となる。また、シンガポールの仕事に附随する仕事のために国外出張した場合も出張期間の給料はシンガポール源泉所得とみなされるであろう。

所得の種類は日本の所得税法と多少異なっている。譲渡所得、一時所得及び雑所得の概念はシンガポール所得税法にはみられない。キャピタル・ゲイン、特定の退職所得及び清算所得は非課税である。株式や固定資産の取得は有力な節税手段と考えられる。ただ、キャピタル・ロスの控除も認められない。

日系企業の大部分は日本人従業員、取締役の家賃を補助している。会社が直接、家主と契約し、家賃を支払っている場合は、当該賃借物件の固定資産年評価額 (Annual Value) と年間給与総額の10%のいずれか低い額が経済的利益として、利益を享受している従業員等の課税所得に加算される。家賃の一部を従業員等が負担している場合は、家賃の全額を会社が負担しているように事実関係を変更すれば節税になる。

会社が従業員等の手取収入額を保証している場合は、かかる従業員等の所得税は会社が負担することになる。この所得税負担額は、税務上、追加給与に該当するので更に所得税が課せられるため、最終の納税額は相当なものになる。この所得税会社負担額の課税年度が前後すれば税額も異なってくるので、節税の観点から、所得税負担額の支払方法等について慎重な検討が望まれる。

5. 税額の計算

居住者の税額は、総所得金額から認められる所得控除を差引いた額に累進税率を適用して計算される。1981年分の所得に適用される予定の所得税の限界税率の上限は45%であるが、政府はこれを40%迄下げることが目標としているようである。なお、海外所得の送金額に適用される税率は40%で頭打ちである。

典型的な日本人従業員を例に具体的な税額の計算を示してみよう。

a) 前提条件

i) 1981年の年収 S\$60,000.

ii) 妻・子供2人。

iii) 家賃は会社が全額負担。

iv) CPF には加入していない。

v) 所得税は個人負担。

b) 課税所得

年収		S\$60,000
家賃補助分の所得算入額 (年収の10%)		6,000
所得控除		
給与所得控除	S\$1,000	
基礎控除	2,000	
配偶者控除	1,000	
扶養控除		
第1子目	750	
第2子目	750	
		(5,500)
課税所得		<u><u>S\$60,500</u></u>

c) 税額

課税所得

S\$50,000の税額	S\$ 8,600
10,500の税額 (税率30%)	<u>3,150</u>
税	<u><u>S\$11,750</u></u>

日本で課税されるとすれば所得税 (含住民税) は S\$7,885 (S\$1=¥100 で換算、家賃に関する現物給与は考慮せず) である。

シンガポールの在留邦人の所得税は、その絶対額において日本の水準を上回っている。日系企業の大部分は日本人従業員、取締役の所得税を直接又は間接に負担しているので、当該負担額が更に所得税を生ずるという循環に陥るため、最終的な個人所得税支払額はかなりの額になる。

配偶者及び扶養控除の要件は納税者によって養われていることであるから、日本に妻子を残してきても税務上不利になることはない。日本に残してきた子供が高校・大学等に在学している場合には、扶養控除の額は通常の倍になる。

生命保険料及び CPF 拠出額は年 4,000 S ドルまで所得控除が認められる。生命保険料はシンガポールに営業所を有する保険会社に対するものだけが控除を認められるので、日本人は殆んどこの恩典に浴することはないのであろう。

CPF 拠出額が 4,000 S ドルを超える時は、1,000 S ドルの限度で追加的控除が認められる。月給等の 38.5 % (7 月からは 42.5 %) が拠出率で、このうち 20.5 % を会社が負担する。特定の条件に該当する外国人は CPF 加入を免除されるが、税務上は CPF 加入は節税効果がある。CPF 拠出金は帰国時に、会社拠出分も含めて利息と共に個人に還付される。しかも元利ともに非課税である。CPF 加入は、拠出額だけ個人の収入手取額を減少させるので、資金的援助が伴わないと、個人の生活を圧迫しかねない。

特定の団体に対する現金の寄付は寄付金控除が認められる。雑損控除や医療費控除の制度はない。たとえば災害や盗難にあっても、かかる損失は税務上斟酌されない。

6. 税額控除

受取配当金については、法人の利益の段階で課税された 40 % の法人所得税を株主が支払ったものとして全額税額控除できる。法人所得税は株主の個人所得税の前払の性格を有する。日本のように、配当金から税金を源泉徴収することではなく、税額控除額が課税所得の多寡に左右されることもない。二重課税の排除は完全である。

外国税額控除は、租税条約締結国及び特定の英連邦諸国からの所得に関する外国税について認められるにすぎない。日本の住民税は外国税に該当しない。税額控除の手続は、賦課年度 (Year of Assessment) の末日から 2 年以内になされる必要がある。外国税額の控除限度超過額や控除余裕額の制度はない。外国税額の二重課税排除について言えば、日本の税法の方が徹底していると言えよう。

7. 納税の方法

シンガポールの税金は暦年の所得に対して翌年の初めにその支払いがなされる。給与等の支払は原則として、所得税の源泉徴収を受けない。したがって納税は確定申告に基づいてなされる。税務当局から送付されてくる申告書により申告すると、賦課通知書 (Notice of Assessment) が送られてくる。納税は賦課通知書の発行日から30日以内になされることになっているが、分割納付も認められる。分納しても利子税の支払は要求されない。

非居住者である取締役に対する報酬は40%の源泉所得税を徴収される。この源泉税は最終の確定税額であるから、更に所得税が課せられることはない。

8. 更正・決定等

賦課年度の終了日から12年以内は、当局は更正又は決定ができることになっている。詐欺・不正の場合には時効はない。滞納の場合は滞納額の5%のペナルティに加えて、滞納の期間に応じて最高12%の延滞税が課せられる。

9. おわりに

政府は所得税減税を実行している。シンガポール経済を支える中堅層の勤労意欲を増進し、法人税率(40%)と所得税の累進税率の差がもたらす不公平を是正することが減税政策の背景にあると思われる。シンガポール経済の拡大基調が順調に推移する限り、今後も減税が期待できるであろう。

<参考>

税率及び税額表

1981年分の居住者の課税所得に適用される予定の税率及び税額は下記のとおりである。(次頁)

<u>課税所得金額</u>		<u>税率</u>	<u>税額</u>
最初の	5000 Sドル	4 %	200 Sドル
次の	2500	7	175
	<u>7500</u>		<u>375</u>
次の	2500	9	225
	<u>10000</u>		<u>600</u>
次の	5000	12	600
	<u>15000</u>		<u>1200</u>
次の	5000	14	700
	<u>20000</u>		<u>1900</u>
次の	5000	17	850
	<u>25000</u>		<u>2750</u>
次の	10000	21	2100
	<u>35000</u>		<u>4850</u>
次の	15000	25	3750
	<u>50000</u>		<u>8600</u>
次の	25000	30	7500
	<u>75000</u>		<u>16100</u>
次の	25000	32	8000
	<u>100000</u>		<u>24100</u>
次の	100000	35	35000
	<u>200000</u>		<u>59100</u>
次の	200000	40	80000
	<u>400000</u>		<u>139100</u>
次の	350000	43	150500
	<u>750000</u>		<u>289600</u> ドル
	750000ドルを超える分	45	

理 事 会 の 動 き

第143回1981年6月9日(火) 午後12時30分

吉村監事(三菱重工業)から帰国あいさつがあった。

議 事 :

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審 議 事 項

(1) 1980年度事業報告(案)

山内総務担当理事より、1980年度事業報告(案)の説明があり、一同に諮ったところ異議なく承認された。

(2) 1981年度収支予算(案)

平井財務担当理事より、1981年度収支予算(案)について提案があり、異議なく承認された。

また、本所のオーデイターを引続き TEO ENG TIEN & CO.とし、AUDITOR FEE を S\$700 (昨年通り) とすることが併せて提案され、了承された。

(3) 1981年度年次総会次第(案)

山内総理担当理事より、6月26日(金)開催の本所年次総会次第(案)について説明があり、異議なく承認された。

(4) 1981年度NWC勧告について

黒田NWC担当理事より、今年度のNWC勧告に対する本所としての基本的な考え方及び勧告内容についての説明が文書で提出され、審議の結果一部内容を追加の上承認された。

なお、同文書は勧告文の和訳(仮訳)と併せて全会員に配布された。

(5) NPBからの意見照会に対する回答(案)

事務局より、NPBから意見照会のあった「WORK ATTITUDES、

GOOD LABOUR MANAGEMENT RELATIONS AND PRODUCTIVITY」に関する本所回答（案）の説明があり一同に諮ったところ異議なく了承された。

(6) DEPARTMENT OF TRADE からの依頼

当国 DEPARTMENT OF TRADE から依頼のあった本所関係者との懇談については、これに応じることとし、第 1、2、3 各工業部会から代表者を選任することになった（なお、同懇談会は、先方側の都合により 7 月中旬以降に開催される予定。）

(7) CPF 法の新告示について

本年 4 月 27 日付をもって告示された CPF 法の新告示は、会員企業に大きな影響を及ぼすことから、本所としての要望（案）を審議・決定し関係当局に建議することになった。

但し、事務局より同主旨について CPF 当局に照会したところ、CPF 当局でも近日中に要望主旨に沿った改訂を発表する予定であることが判明した。そこで、その発表文並びに APPLICATION FORM を入手し、全会員に配布した。

(8) SIF からの依頼

SMA 主催の SINGAPORE INTERNATIONAL FAIR、81 については、その開催主旨を全会員に配布することになった。

(9) JOEA との共催講演会開催

JOEA 辻所長から本所との共催で 6 月 30 日（火）に中島大使をお迎えして講演会を開催したい旨申し出があり了承された。

3. 報 告 事 項

(1) 故シアーズ大統領に対する弔電打電並びにリー首相（秘書）からの答礼状。

本所よりリー首相宛に打電したシアーズ大統領への弔電並びにそれに対するリー首相（秘書）からの答礼状が報告された。

(2) 1981 年度理事選挙について

山内選挙管理委員長より、1981 年度本所理事選挙は、立候補者が

定数と同数の23名であるので、全員無投票当選が内定し、来る6月26日の年次総会において承認を得る旨報告があった。

(3)委員会開催報告

次の通り、委員会の開催報告があった。

○広報委員会-----5月21日(木)開催

○経営研究委員会-----5月21日(木)開催

○選挙管理委員会-----5月22日(金)開催

4. 会 計 報 告

事務局より5月分の会計報告(概算)が行われ、承認された。

5. 入 退 会

下記3件の入会申込について審議した結果、次の通り決定した。

○ TOKYU CONSTRUCTION CO., LTD. ----- “ B ”

○ NSG SINGAPORE PTE. LTD. ----- “ B ”

○ ROHM ELECTRONICS CO., (S) PTE. LTD. ----- “ C ”

以 上

部会・委員会・懇談会

1. 部会

○ 建設部会 6月12日開催

(イ) CPF、< Construction Employee > Regulation 1981.

(ロ) CPF ACT (EXEMPTION) ORDER、1981.

(ハ) 建設労務者事情 (ニ) その他

2. 委員会

○ 広報委員会 6月24日開催

(イ) 8月号編集方針について

(ロ) その他

○ 経営研究委員会 6月18日開催

(イ) 工場見学 (日立ケミカル)

(ロ) 研究発表 (Far Eastern & Switchgeer) 宮尾氏

3. 懇談会等

○ 在星日系4機関懇談会 6月23日開催

○ 最近の日・シ情勢をめぐって

○ 中島大使講演会 6月30日開催

(JOEAとの共催)

会 員 紹 介

(1981年4月以降加入会員)

SINGAPORE ONAMBA PRIVATE LTD

(シンガポール・オーナンバ(株))

・所在地： 1st Floor, Cheng Chwee Huat Ind. Bldg.

12, Arumugam Road,

Singapore 1440.

・電話番号： 7452333/4

・設 立： 1978年10月(登記)

1979年1月(操業)

・形 態：子会社

(オーナンバの100%)

・代 表 者：Managing Director

小野 哲夫氏

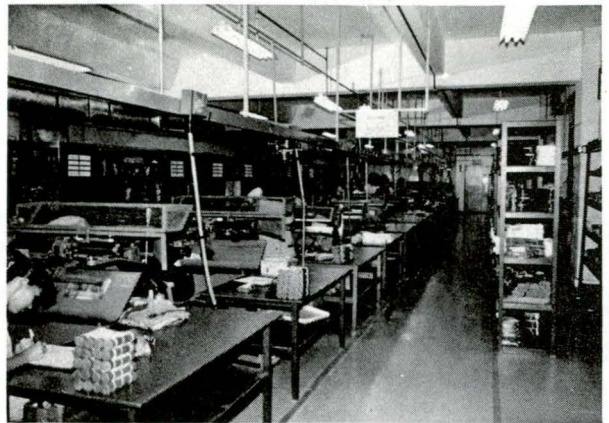
(Mr. T. ONO)

・従 業 員：150名日本からの派遣社員3名。

・事業内容：日本本社製造の各種規格電線の加工部門機器配線用ワイヤー・
ハーネス、ワイヤー・アッセンブリ、電線販売等。

〔会社の特色〕

管理面の充実により顧客先へのサービス面強化(品質、納期)ワイヤー・
ハーネスの高度技術化、ワイヤーをハーネス及びアッセンブリすることによ
り納入先ラインにて即使用。



ROHM ELECTRONICS CO. (S) PTE. LTD.

(ローム・エレクトロニクス)

・所 在 地： Unit G, 3rd Floor,

Cheng Chwee Huat Industrial Bldg.,

12, Arumugam Road,

Off Paya Lebar, Singapore 1440.

- ・ 電話番号：7459326/7
- ・ 代表者：Managing Director
長末 和則氏 (Mr. K. NAGASUE)
- ・ 設立：(登記) 1979 年 1 月、(操業) 1979 年 4 月。
- ・ 形態：(株) 東洋電具製作所の 100 % 子会社。
- ・ 従業員：7 名、日本からの派遣社員 1 名。
- ・ 事業内容：(取扱品目) IC、トランジスター、ダイオード、抵抗器等。

SHINTOM ELECTRONICS (S) PTE., LTD.

(シントム・シンガポール (株))

- ・ 所在地：Units 707-734, PSA Multi Storey Complex,
Pasir Panjang Road, (0511)
- ・ 電話番号：2721638
- ・ 代表者：Managing Director
Mr. ISAMU MORI
- ・ 設立：1978 年 3 月 (登記)、1978 年 7 月 (操業)。
- ・ 形態：シントム (株) の 100 % 子会社。
- ・ 事業内容：カーラジオ、カーステレオ等の車載用音響機器の専業メーカー。

[会社の特色]

シンガポールでは従来普及品タイプを主に生産してきたが、今後は漸次、
中・高級品も取り入れ、生産力の充実を図っている。

NC STAFLEX CO. PTE. LTD.

(NC スタッフレックス (株))

- ・ 所在地：27, First Lokyang Road, Jurong, S'pore 2262.
- ・ 電話番号：2654355
- ・ 代表者：Managing Director (専務取締役)
松村 恭一氏
(Mr. K. MATSUMURA)
- ・ 設立：(登記) 1973 年 9 月
(操業) 1974 年 1 月

- ・形 態：ダイニック（株）
の100%子会社。
- ・従 業 員：74名、日本から
の派遣社員3名。
- ・事業内容：シャツ、ブラウス、
スーツ等の芯地の
製造、販売。



（販売先）インドネシア、ホ
ンコン、シンガポール、オーストラリア、タイ、スリランカ他
10カ国。

（仕入先）中国、台湾、パキスタン、イギリス、アメリカ、ドイツ他。

〔会社の特色〕

技術の優位性と人の和。

熱接着性芯地の開発により、縫製業者の合理化に寄与する。

TEIJIN LTD SINGAPORE REPRESENTATIVE OFFICE

（帝人（株）シンガポール駐在事務所）

- ・所 在 地：Unit 1403, 14th Floor, PIL Bldg,
140, Cecil Street, Singapore 0106.
- ・電話番号：2207866
- ・代 表 者：Representative （駐在員）
奥山 賢氏（Mr. M. OKUYAMA）
- ・設 立：（登記）1981年3月、（操業）1981年7月。
- ・形 態：駐在員事務所（親会社帝人株式会社）
- ・従 業 員：2名、日本からの派遣社員1名。
- ・事業内容：繊維製品、産業資材、化成品。

当地の間屋、縫製業者に日本より輸入販売。

〔会社の特色〕

現在は繊維製品中心の扱いであるが、商品分野を徐々に拡大する。当事務所は一時閉鎖したが、西アジア、中近東等への中継貿易基地としての機能が

近年強まっており、積極的な日本よりの輸入展開を図るため、再開を決定した。

RDS (ASIA) PTE. LTD.

(龍電社 (亜洲) 私人有限公司)

- ・ 所 在 地 : Unit 707, 7th Floor, Sim Lim Tower,
10, Jalan Besar,
Singapore 0820.
- ・ 電話番号 : 2967283, 2968634
- ・ 代 表 者 : Managing Director (代表取締役社長)
檜田 茂雄氏 (Mr. S. KASHIDA)
- ・ 設 立 : (登記) 1980 年 1 1 月、(操業) 1981 年 2 月。
- ・ 形 態 : (株) 龍電社の 100% 子会社。
- ・ 従 業 員 : 3 名、日本からの派遣社員 2 名。
- ・ 事業内容 : テレビスタジオ、舞台向照明器具、電球、調光装置、昇降装置
の輸出。

(販売先) SBC 等 ASEAN 5 カ国の TV 局、舞台及び豪州、ニュージーランド
(仕入先) (株) 龍電社、RDS-Lighting, Gmbh.

(会社の特色)

顧客に対する迅速な対応、アフターサービスを基に販売及びその拡大に力を注いでいる。弊社製品は特殊分野向けのため一般的には知られていないが、ユーザーにはその性能及び新製品開発の技術力を高く評価されている。

HITACHI PLANT ENGINEERING & CONSTRUCTION CO. LTD.

(日立プラント建設 (株))

- ・ 所 在 地 : 2515, 25 Floor, International Plaza
Anson Road, Singapore 0207.
- ・ 電話番号 : 2220665, 2220178, 2220373
- ・ 代 表 者 : General Manager (所長)
広瀬 辰夫氏 (Mr. T. Hirose)
- ・ 設 立 : (登記) 1977 年 7 月

- ・ 形 態：支店（親会社日立製作所株式会社）
- ・ 従 業 員：18名、日本からの派遣社員12人。
- ・ 事業内容：建築設備システム、冷装システム、水処理システム集塵システム、廃棄物処理システム、空気輸送システム、発電、変電設備と産業機械設備の据付と施工。

YAMAZAKI CONSTRUCTION (S) PTE. LTD.

（山崎建設シンガポール（株））

- ・ 所 在 地：7, Pioneer Sector 1,
Pioneer Road, Jurong.
Singapore 2262.
- ・ 電話番号：2614536
- ・ 代 表 者：General Manager（支配人）
勝股 隆夫氏（Mr. T. KATSUMATA）
- ・ 設 立：（登記）1975年7月（操業）1977年6月。
- ・ 形 態：山崎建設（株）の100%子会社。
- ・ 従 業 員：103名、日本からの派遣社員7名。
- ・ 事業内容：(1)土木工事、建設工事用の建設機械設備の維持、修理。
(2)土木、建築工事の設計管理及び請負。
(3)同上技術者、技能労働者の訓練事業。
(4)建設機械の賃貸。

〔会社の特色〕

一貫した機械化土木工事専門業者として、お得意様各位の要請を充たし、地域開発に貢献する。又、当事業に関連して現地従業員の訓練を行い、徹底した機械管理によりライフワークに挑戦する。

THE BANK OF YOKOHOMA LTD.

（（株）横浜銀行）

- ・ 所 在 地：Tower 1402, DBS Building,
6, Shenton Way, Singapore 0106.
- ・ 電話番号：2217733

- ・代 表 者：Representative（駐在員事務所長）
諏訪部 和彦氏（Mr. K. SUWABE）
- ・設 立：1980年12月。
- ・形 態：駐在員事務所
- ・事業内容：(1)金融経済情報収集及び情報提供
(2)Corporate Finance, Trade Finance, Investment.
 についてのアドバイス及び相談業務。
(3)ロンドン、ニューヨークをはじめ他海外拠点と一体となった
 金融サービス提供。

6 月の主な経済記事

- 1 日 ○ 今年第 1 四半期の製造業部門の新規投資約束額は 3 億 8800 万 S ドルと昨年同期比 30% 増加となった。上記数字の内 66% が地元投資家による約束額であって、昨年同期の 25% に比べ実に 5 倍以上の伸びである。外国人直接投資の主な国は米、日、欧の 3 地域からのものである。その投資約束の内訳はコンピュータ関係、計測試験機器、タクシー用電子式メーター、石油掘削設備、電子タイプライター、電子式玩具など、一方、地元投資家の投資約束はサポーティング・インダストリー関係が中心となっている。
- 今年に入って続いている輸出の停滞と貿易赤字は 48 億 2130 万 S ドルと昨年同期比実に 72.6% も拡大した。4 月の輸出は 36 億 6250 万 S ドルと前月に比べて 7730 万 S ドルの減少となって、輸入は 52 億 4020 万 S ドルで前月比 6.8% 増、月当りの赤字幅が 15 億 7770 万 S ドルにも上った。
- 昨年 6 月に実施された国勢調査の報告によるとシンガポールの労働力は 111 万 5958 人と 10 年前に比べて 53.6% 増加した。特にこの 10 年間に於ける女子労働力の伸びは著しく約 19 万 8000 人増えて、労働力全体に占める割合は 34.5% に上っている。これに対し、男子労働力のこの 10 年間の伸びは 35.5% (19 万 1000 人) であった。外国人労働者の増加は著しく、70 年当時は労働力全体の 3.3% を占めるだけでしたが、昨年は 7.2% へと 2 倍以上に増加した。失業率は 3.5% 3 万 8868 名で、男子では 20~24 才、女子では 15~19 才の年齢層の人間が多いことを見ても、ナショナル・サービス終了や学校を出たての若者が求職者の中心であることがわかった。労働力分布を産業部門別に見ると就業人口 107 万 7090 人のうち、30.1% が製造業部門労働者、商業が 21.3%、一般・サービス・社会、家庭サービスが 20.9%、通信、交通が 11.1%、金融・ビジネス・サービスが 7.4%、建設 6.7%、農業・公

益事業が2.5%となっている。

16日 ○通産省はシンガポール製品の輸出強化を目的として、目下「輸出奨励措置法」(79年8月制定)の適用条件緩和を検討中である。同法は、過去3年間に年平均1000万Sドル以上の輸出実績を有するメーカー、あるいは貿易商社に対して5年間にわたる所得税の20%免除を認めるという輸出奨励措置であるが、優遇対象の輸出商品をシンガポール製品に限るなど条件が厳しく、このままでは名目だけの奨励措置に終わるとしてSMAが中小企業諮問委を通じて政府に適用条件の緩和を求めていたもので、またSMAでは同措置の受益資格の年輸出額を現在の1000万Sドルからもっと小額に引下げるよう強く政府に働きかける意向を明らかにしている。

17日 ○今年5月の消費者物価指数は前月比1.2%の上昇、昨年5月に比べると早くも8%の上昇となった。昨年度シンガポールのインフレ率は8.5%、今年第1四半期の上昇率は5.7%である。

○シンガポールは電気、電子工業製品の生産、輸出基地として着実な成長を遂げている。一例として、アイロンの昨年の輸出をみると、輸出台数3182274台、額にして6080万Sドルとなって、また、ヘアー・ドライヤーの輸出も昨年は139万9710個で2100万Sドルとなった。シンガポール製電気製品の主な輸出先は中東産油国、アフリカ、中南米、米国の他、近隣の東南アジア諸国である。

18日 ○シンガポール政府は電子計算機を中核とする電子工業の育成は長期産業政策の1つの柱として特に注目を浴びている分野である。シンガポールの電子製品(部品も含む)生産は昨年34%の伸びを達し、総額55億Sドルを上回った。しかも同部門の昨年の新規投資約束は3億1600万Sドルに達し、昨年末時点までにシンガポール電子工業の投下資本額は(投資約束分も含めて)合計13億Sドルとなった。

24日 ○シンガポールの電気製品産業は昨年の生産総額は6億7580万Sドルの生産を達成して、前年比44.4%増の記録的成長を示した。業

界全体の労働者1人当たり付加価値生産は79年の2万2400 Sドルから昨年は3万5000 Sドルへと56%上昇した。

25日 ○シンガポールと日本両国間の二重課税防止協定改正議定書がこのほど両国により正式に批准され、1982年1月1日から実際の効力を発することになった。今回の改正は、これまで日・星間二重課税防止協定で認められてきた二重課税防止範囲をさらに拡大し、シンガポールの経済拡大奨励法により当地で税控除対象となっている所得についても、日本での税控除対象として申請できる旨認めたもので、日本の対星投資に一層の刺激を与えることを狙ったものである。

—1981年第1四半期のシンガポール経済動向—

シンガポール経済の動き

1981年第1四半期の経済成長率は9.6%、昨年同期に比べると多少低目になったが経済活動全般の推移は昨年第4四半期に比べて明さを取り戻した。

通産省が発表した「経済調査報告」によると、金融と商業部門はシンガポール経済活動の主要な推進力であって、国内総生産(GDP)の26%を占めた。次いでは製造業部門である。先進諸国の景気停滞の為に貿易部門の伸びが鈍化した。

製造業部門は昨年下半年に景気の落込みが見られたが、今年第1四半期に入ってリグ建設業、造修船業など発注が相次いでいる。また電気産業およびエレクトロニクスに対する海外の需要量も固く、これらの産業では業況が回復したが、石油関連産業は海外需要が減少したため、引続き不振であった。

諸外国と日本等からの投資約束は低調であったが現地修船業等の設備拡張によって製造業部門の投資は依然堅調な水準を維持している。予想される投資計画からみて製造業部門の投資見通しは明るいといえる。

貿易取引は、昨年同期の50%に比べると大きく後退した。原因は西側諸国の景気停滞と一次産品価格の値下りにあると見られる。また原油の45%もの値上りによって貿易赤字は拡大した。一方、国内需要は消費増大により著しく増加した。

金融及び銀行業はこの期間中全産業部門の中で最高の17%の成長を占めた。また金融会社により貸付額は33%も増加した。これは工場主への工業機械、貸付金融民間人への自動車購入貸付融資が増加したのが主因。

1. 生産

今年第1四半期の工業生産指数は前年同期比11.2%増加したが、昨年第4四半期に比べると5.7%下降した。

石油精製は昨年同期比ほぼ同じ成長率であったが、第1四半期の成長率は昨年第4四半期に比べると2%減少した。この主な原因は諸外国からの需要

量の減少と第4四半期の在庫増が響いた。

電子関連機械は活況を呈して、第1四半期は前年同期比21.6%増で、特にエレクトロニクス、電子計算機、エアコン、工作機械など海外からの需要量が活発している。

輸送機械・機装も引続き順調に伸び昨年同期比33.1%増、第四半期に比べ倍増となった。これは修繕業とオール・リグ製造業に発注が相次いでからであった。

2 貿易

第1四半期の貿易実績は輸入140億2300万\$ドル、輸出は108億9930万\$ドル、赤字幅は31億2370万\$ドルと昨年同期比べ69.5%も赤字が増大した。すなわち輸入が昨年同期比18.9%増、輸出がわずか8.4%の増加で、80年度同期の各48%と55.3%増に比べて様変わり之感があった。

2月の貿易不振に対して3月はやや回復が見えており、輸入は49億1020万\$ドルと2月に比べ34%増、輸出も38億6580万\$ドルと2月を7億\$ドルほど上回り、ほぼ1月の水準に持ち値した。

一方、対日貿易は輸入が昨年同期比27.4%増に対して、輸出は6%増にとどまった。3月の対日貿易は輸入9億3020万\$ドル、輸出3億110万\$ドルで、赤字幅6億2910万\$ドルと相変らず著しい貿易の不均衡が続いている。

また、第1四半期の主要相手国別の貿易額を比較すると日本が輸出入合計33億6550万\$ドルといずれもトップで、第2位がアメリカの30億7450万\$ドル、第3位がマレーシアの28億9140万\$ドルとなっている。

3 金融

第1四半期のマネーサプライ(M₁)は前年同期比10.6%増、3月の通貨供給量(M₁)は7800万\$ドルに増加し、年率9.5%の伸びとなった。M₁の伸びは特に要求払い性預金の増加によるものでM₁の流通量は前月に引続き減少した。

銀行貸出金は前年同期比24.9%増、2月の貸出し減少の後、3月は再び2億300万\$ドルを増加して212億2000万\$ドルに上った。貸出し増加

の主な原因は手形金融と長期ローンで当座貸越しは減少している。業種別では特に商業、建設、専門職、個人への融資が増えた。

非銀行顧客預金は前年同期比 31.3% 増、預金残高は前月末に比べ 3 億 700 万 S ドルを増加して、172 億 9180 万 S ドルに達して前月の伸び 1 億 2600 万 S ドルを凌いだ。うち、定期性預金残高は 1 億 9800 万 S ドルの増加に留まっており、これは金利の低下が響いたものとみられる。預金増の大半は国内企業および個人によるものである。

4. 観光

第 1 四半期の訪問者数は前年同期比 12.3% 増、3 月の訪星客が 22 万 5654 人と昨年同月比 10.2% 増加した。そのうち日本人観光客は 3 万 4243 人と昨年同月比 25.1% の増で、2 月の 3 万 1356 人 (22.4%) を上回る成長を示した。

5. 物価

今年第 1 四半期の卸売物価指数は大巾に改善して前年同期比 10.2% 増にとどまった。石油の供給過剰と商品価格が安定した原因であった。

消費者物価指数は昨年全四半期に比べて大巾な改善を示し、前年同期比 5.2% 増にとどまって、今年 3 月の消費者物価指数は前月比 0.3% の上昇、年率では 4.9% の落ち着いた上昇となった。

政府の会的外貨準備高は 3 月末時点で総額 142 億 8210 万 S ドルに上り、前月末比 0.2% 増加した。

(事務局: M.Y. WONG)

シンガポール主要経済指標

		財 政 収 支	マネーサプライ (M1)	銀 行 貸 出 金	非銀行 顧客預金	最優遇 貸出金利 (平均)(%)
		(MILLION DOLLARS)				
	1979	191.7	5,706.1	16,007.0	12,178.4	9.48
	1980	364.2	6,134.7	20,206.8	16,035.0	13.60
	1980 I	-77.4	5,778.8	16,912.5	12,981.0	11.28
	1980 II	-176.7	5,824.8	17,648.8	13,705.3	11.83
	1980 III	450.0	6,012.8	18,392.0	14,509.5	11.12
	1980 IV	-131.5	6,099.4	19,741.0	15,793.2	13.25
	1981 I	168.7	6,391.0	21,116.2	17,045.0	14.10
前年比	1979	-	15.8	30.9	21.2	-
	1980	-	7.5	26.2	31.7	-
同期比	1980 I	-	5.3	9.3	11.1	-
	1980 II	-	0.8	4.4	5.6	-
	1980 III	-	3.2	4.2	5.9	-
	1980 IV	-	1.4	7.3	8.8	-
	1981 I	-	4.8	7.0	7.9	-
前年 同期比	1980 I	-	10.8	33.6	25.8	-
	1980 II	-	14.7	34.0	31.8	-
	1980 III	-	16.3	30.0	35.0	-
	1980 IV	-	11.2	27.6	35.2	-
	1981 I	-	10.6	24.9	31.3	-
		工業生産指数	石油精製 石油製品	電子関連機械	輸送機械・機装	
		1978 = 100				
	1979	115.1	105.4	131.5	125.2	
	1980	128.8	100.6	164.2	156.9	
	1980 I	117.0	104.5	137.8	128.7	
	1980 II	129.6	96.0	155.4	155.5	
	1980 III	132.3	96.9	171.8	163.7	
	1980 IV	137.9	106.7	166.8	186.2	
	1981 I	130.1	104.5	167.6	171.3	
前年比	1979	14.3	2.6	29.7	22.3	
	1980	11.9	-4.5	24.9	25.3	
前期比	1980 I	-7.4	-4.8	-2.7	-4.5	
	1980 II	10.8	-8.1	12.8	20.8	
	1980 III	2.1	0.9	10.6	5.3	
	1980 IV	3.0	8.2	-3.0	8.9	
	1981 I	-5.7	-2.0	0.5	-8.0	
前年 同期比	1980 I	13.8	0.5	35.3	40.4	
	1980 II	14.0	-6.5	17.6	23.7	
	1980 III	12.6	-7.7	31.4	24.2	
	1980 IV	7.8	-4.4	17.7	18.4	
	1981 I	11.2	1.0	21.6	33.1	

		輸 入	輸 出 (MILLION DOLLARS)	対日輸入	対日輸出
	1979	38,334.4	30,940.1	6,530.5	2,967.7
	1980	51,334.8	41,452.3	9,162.4	3,338.3
	1980 I	11,792.3	9,940.3	1,937.1	847.0
	1980 II	12,656.1	10,341.8	2,229.7	950.4
	1980 III	13,506.9	10,499.7	2,439.3	771.3
	1980 IV	13,403.2	10,670.6	2,560.3	769.5
	1981 I	14,016.5	10,773.3	2,467.9	897.5
前年比	1979 1980	29.5 33.9	34.6 40.0	15.2 40.3	33.3 12.5
前期比	1980 I 1980 II 1980 III 1980 IV 1981 I	9.7 7.3 6.9 -0.8 4.6	10.5 4.0 1.5 1.6 1.0	6.5 15.1 9.4 5.0 -3.6	-6.4 12.2 -19.0 -9.8 16.6
前年 同期比	1980 I 1980 II 1980 III 1980 IV 1981 I	48.0 39.1 28.6 24.7 18.9	55.3 43.2 26.2 18.6 8.4	31.8 43.3 44.7 40.7 27.4	48.0 54.1 -11.7 -15.0 6.0
		シンガポール 訪問者(到着) (THOUSAND)	卸売物価指数	消費者物価指数	公の外貨準備高 (MILLION DOLLARS)
	1979	2,002.0	126.9	106.0	12,562.4
	1980	2,287.0	156.6	115.0	13,757.7
	1980 I	529.0	149.4	110.8	12,863.4
	1980 II	531.0	151.6	112.0	13,055.3
	1980 III	601.0	156.8	113.2	13,445.8
	1980 IV	621.0	159.0	114.3	13,692.8
	1981 I	594.0	164.7	116.5	13,692.8
前年比	1979 1980	32.6 14.2	14.4 23.4	2.8 8.5	9.5 9.5
前期比	1980 I 1980 II 1980 III 1980 IV 1981 I	2.4 0.4 13.2 3.3 -4.3	13.2 1.5 3.4 1.4 3.6	2.4 1.1 1.1 3.5 1.9	3.5 1.5 3.0 1.8
前年 同期比	1980 I 1980 II 1980 III 1980 IV 1981 I	16.5 12.7 13.4 14.6 12.3	28.7 21.6 18.0 20.5 10.2	9.1 9.3 6.9 8.2 5.2	7.9 8.0 8.1 6.5

廣 報 欄

** NEW MEMBER (9th June, 1981)

- | | | | |
|---|--|---------|---------------------------------------|
| * Tokyu Construction Co. Ltd. | Rm 2004A, 20th Floor
International Plaza
Anson Road
Singapore 0207 | 2229134 | Mr. N. Saito
(General Manager) |
| * NSG Singapore Pte. Ltd. | Rm 337, 3rd Floor
ICB Building
2 Shenton Way
Singapore 0106 | 2239051 | Mr. H. Nakatani
(General Manager) |
| * Rohm Electronics Co. (S)
Pte. Ltd. | Unit G, 3rd Floor
Cheng Chwee Huat Ind.
Building
12 Arumugam Road
Singapore 1440 | 7459326 | Mr. K. Nagasue
(Managing Director) |

** CHANGE OF ADDRESS

- * The Mitsui Trust & Banking Co. Ltd.
Tower 1503, DBS Building
6 Shenton Way
Singapore 0106
- * Kaneka Singapore Co. (Pte) Ltd.
29 Gul Crescent
Jurong Town
Singapore 2262
- * Rubycon Singapore Pte. Ltd.
424B, 2nd Floor
Block 79A
Indus Road
Singapore 0316
- * Nagase Singapore (Pte) Ltd.
Room 18, B2-C, 18th Floor
Yen San Building
Orchard Road
Singapore 0923
- * Toshoku Limited
Room 704-705, 7th Floor
Robina House
Shenton Way
Singapore 0106

**** CHANGE OF ADDRESS**

- * Yamatake-Honeywell Co. Ltd.
Suite 1008, World Trade Centre
Maritime Square
Singapore 0409

**** CHANGE OF COMPANY'S NAME**

- * From Sanyo-Hibiya Co. Ltd.
to San-Mic Trading Co. Ltd.

**** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE**

- * Hitachi Shipbuilding & Engineering Co. Ltd.
From Mr. N. Inoue to Mr. H. Hashimoto
- * Yamatake Honeywell Co. Ltd.
From Mr. N. Hashimoto to Mr. M. Ohkubo
- * Pollution Control Services (Far East) Pte. Ltd.
From Mr. A. Taniguchi to Mr. H. Fujimoto
- * Tsubakimoto Chain Co.
From Mr. M. Yuasa to Mr. T. Sukeno
- * Itoman & Co. Ltd.
From Mr. M. Mino to Mr. H. Konoike
- * Inabata Singapore (Pte) Ltd.
From Mr. Y. Fujita to Mr. Y. Ueda
- * The Daimaru Inc.
From Mr. M. Kanuma to Mr. T. Hata
- * The Industrial Bank of Japan Ltd.
From Mr. Y. Yagi to Mr. T. Harada
- * The Chiyoda Fire & Marine Insurance Co. Ltd.
From Mr. A. Nohara to Mr. S. Takenaka
- * Kawasaki Singapore (Pte) Ltd.
From Mr. A. Asano to Mr. N. Irie
- * Nissan Construction Co. Ltd.
From Mr. T. Kawakami to Mr. E. Ogawa
- * Hazama-Gumi Ltd.
From Mr. G. Kumakura to Mr. A. Tomeoka

**** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE**

- * Japan Development & Construction Co. Ltd.
From Mr. Cheng Jung-Shiong to Mr. S. Hayashi
- * Ajinomoto (Singapore) Pte. Ltd.
From Mr. H. Nomura to Mr. K. Nakano
- * Pokka Corporation (S) Pte. Ltd.
From Mr. Y. Yasuda to Mr. H. Takehashi
- * Singapore Woollen Spinning Mills Pte. Ltd.
From Mr. M. Kobayashi to Mr. Y. Oyama
- * Nippon Paint (Singapore) Pte. Ltd.
From Mr. T. Takeda to Mr. H. Mochizai
- * Nippon Mining Singapore Pte. Ltd.
Mr. T. Takiji to Mr. A. Ayaki
- * Komatsu Singapore Pte. Ltd.
From Mr. S. Tamura to Mr. K. Makiyama
- * Koyo Singapore Bearing Pte. Ltd.
From Mr. M. Kameda to Mr. H. Shiose
- * Asahi Electronics (S) Pte. Ltd.
From Mr. T. Sano to Mr. H. Ishibashi
- * Bridgestone Tire Co. Ltd.
From Mr. N. Akama to Mr. A. Inohara
- * Zeni Lite Bouy Co. Ltd.
From Mr. R. Ohtani to Mr. K. Kiriara
- * Yamatake Honeywell Co. Ltd.
From Mr. N. Hashimoto to Mr. M. Ohkubo
- * Daiichi Chuo Kisen Kaisha
From Mr. E. Mivake to Mr. Y. Koga
- * Niigata Engineering (Singapore) Pte. Ltd.
From Mr. T. Honda to Mr. K. Kondo
- * Nisshin Steel Co. Ltd.
From Mr. M. Takemura to Mr. T. Nagatomo
- * Trade & Industrial Development (Pte) Ltd.
From Mr. Y. Furuta to Mr. N. Tanabe
- * Ensel Engineering Services (Asia) Pte. Ltd.
From Mr. K. Goto to Mr. K. Nagamatsu
- * Nippon Steel Corporation
From Mr. H. Shimazaki to Mr. O. Takehashi
- * Matsushita Electronics (Singapore) Pte. Ltd.
From Mr. T. Kuroda to Mr. T. Koide
- * Japan Tours (Pte) Ltd.
From Mr. M. Inaba to Mr. M. Magara

資料案内

国内一般

☆シンガポール共和国概要(1981年)	S\$10
シンガポール経済事情(1979年8月)	S\$10
シンガポール共和国憲法	S\$15
シンガポール共和国移住法	S\$15
☆民事法	S\$ 5

投資関係

トップマネージメントのためのオリエンテーション.....(会員のみ販売)	S\$25
資金援助制度の手引き	S\$ 8
*経済拡大奨励法	S\$10
法律15号(経済拡大奨励法改正法)1979年	S\$ 5

租税・税制

*シンガポール共和国現行租税制度	S\$10
シンガポール共和国個人所得税解釈	S\$10
法律第2号共和国所得税法改正(1973年)	S\$ 5
法律第13号 " (1977年)	S\$ 5
法律第17号 " (1980年)	S\$ 5
法律第20号共和国所得税(改正)令	S\$ 5
*シンガポール共和国財産税法、財産税(付加税)法	S\$15
☆シンガポールとの租税(所得)条約	S\$ 5
☆法律(改正)時報第21号(経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5

会社法

シンガポール共和国会社法	(会員)	S\$60
	(非会員)	S\$70
法律第1号(共和国会社法改正)1970年		S\$ 5
法律第4号(")1974年		S\$ 5
法律第7号(")1975年		S\$ 5
法律第19号1980年中央厚生年金法告示(付表の入替)		S\$ 5
*法律時報(会社の買収及び合併に関する)		S\$ 5

為替管理・関税

*シンガポール為替管理法(1970年)	S\$15
法律第6号(為替管理法改正)1976年	S\$ 5
*シンガポール共和国関税法	S\$20
関税法(1979年関税令)	S\$15
法律第9号(共和国関税法改正)1976年	S\$ 5

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 5
法律第18号工場法改正法(1973年)	S\$ 5
大気汚染防止法(1971年)	S\$ 8
法律第11号(共和国大気汚染法改正)1975年	S\$ 5
シンガポール共和国銀行業法	S\$15
地方政府建築規則	S\$15
☆建築物規制法(1973年法律第59号)	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許(実施権)法	S\$ 8
シンガポール共和国商標法	S\$10
シンガポール共和国技術士法	S\$ 5
価格規則法	S\$ 5

労働関係

* 中央厚生年金法	S\$15
シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S\$25
労働組合法(1977年)	S\$10
法律第3号(共和国労働雇用法改正)1970年	S\$ 5
☆法律(改正)時報第22号(雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
☆法律(改正)時報第23号(中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
☆労働雇用法(1976年幼少年雇用規則)	S\$ 5
☆法律(改正)時報第24号(中央厚生年金改正法)	S\$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿(1980年)	S\$20
月報(各月号)	S\$ 8
☆(新刊)シンガポールの教育制度	S\$10

(* 印は在庫なし)

(☆ 新着資料)

編 集 後 記

躍進するシンガポールの象徴の一つとして本年7月チャンギ空港が愈々開港いたしました。当地の新名所が一つ増えたようで、土曜日曜ともなりまして、空港の乗降客を上回ってローカルの方々が新空港を訪れ、その偉容と近代的設備を自らの誇りとするように談笑している姿が日々伝えられております。

こうした中で、当地を訪れる日本からの訪問客が空港はもとより市内まで整備され、緑に囲まれたエクスプレス・ウェイに目をみはらし、感心している姿に接しますと、当地で働く我々日系企業人としても新空港建設に係わられた方々の先見性と努力に対して深い敬意を表すると同時に、新空港の将来にわたる発展を祈りたいと思います。

さて、月報6月号では、まずこの「**チャンギ新空港の概要**」を日本航空シンガポール支店の**中岡 進氏**にご執筆頂きました。

つぎに、当地で重要な役割を果たしている「**プラスチック成形業の現況**」をHymold Pte. Ltd. の**宮本雅夫氏**に具体的なデータにもとづき分析して頂きました。さらに、我々にとって身近の問題である「**シンガポール個人所得税のあらまし**」をCoopers & Lybrand の**渡辺隆氏**に解説願いました。

商工会議所では、6月末に年次総会を開催し新たな役員体制の下で事業の遂行が行われます。当月報はこうした活動の一層の円滑化にもお役に立てるよう引続き理事会の動き等を掲載いたしますのでご一読下さい。

今月号の担当は、**川崎（大成建設）**、**内山（渋沢倉庫）**でした。

MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, Block 1, Flatted Factory, Kallang Way,
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665